

新潟市立幼稚園授業料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第48号

新潟市立幼稚園授業料規則の一部を改正する規則

新潟市立幼稚園授業料規則（平成27年新潟市規則第54号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同表第3階層」の次に「及び第4階層」を加える。

別表中

「

第3階層	第1階層及び第2階層以外の世帯	6,600
------	-----------------	-------

を

」

「

第3階層	市町村民税所得割の課税額が77,101円未満の世帯（第1階層及び第2階層を除く。）	6,600
第4階層	市町村民税所得割の課税額が77,101円以上の世帯（第1階層を除く。）	6,600

に改め、

」

同表備考1中「及び第3階層」を「第3階層及び第4階層」に改め、同表備考4中「平成26年政令第213号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同表備考6各号列記以外の部分中「の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯で、次に掲げる世帯」を「と同一の世帯に属する者が特定教育・保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）のあった月において要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）」に、「授業料」を「当該世帯の階層が、第2階層と認定されたときの授業料」に改め、「0円と」の次に「し、

第3階層と認定されたときの授業料の額は3,300円と」を加え、同表備考6各号を削り、同表備考7中「及び第3階層」を「,第3階層及び第4階層」に、「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)」を「令」に改め、「,第3階層」の次に「及び第4階層」を加え、後段を削り、同表備考に次のように加える。

- 8 第2階層及び第3階層の世帯(備考7に該当する世帯を除く。)であって、特定被監護者等(令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合は、特定被監護者等のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2子である者が園児であるときの授業料の額は第2階層においては900円、第3階層においては3,300円とし、第3子以降である者が園児であるときの授業料の額は第2階層及び第3階層のいずれも0円とする。
- 9 第3階層の世帯のうち、要保護者等がいる世帯で、特定被監護者等を2人以上監護している世帯については、備考7及び備考8の規定にかかわらず、特定被監護者等のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2子以降である者が園児である場合の授業料の額は、0円とする。
- 10 備考7から備考9までの場合において、月の途中で負担額算定基準子ども又は特定被監護者等(以下「負担額算定基準子ども等」という。)の数が増加したときは負担額算定基準子ども等の数が増加した日の属する月から、負担額算定基準子ども等の数が減少したときは負担額算定基準子ども等の数が減少した日の属する月の翌月から授業料の額を改定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の新潟市立幼稚園授業料規則の規定により徴収し、又は徴収すべきであった授業料の額については、なお従前の例による。